

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請 提出書類一覧表

No	提出者	提出書類	新規	変更
1	認定事業者全体でまとめたもの	認定申請書（様式第五号の二（第1面から第3面））	●	●
2	事業計画を記載した書類 （任意様式に記載）	産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容	●	●
		申請に係る産業廃棄物について最終処分が終了するまでの一連の処理の行程図（収集、運搬又は処分の産業廃棄物の種類毎の年間処理予定量、処分に伴い生ずる廃棄物の種類ごとの年間数量、再生を行う場合、再生品の種類ごとの年間数量、熱回収を行う場合の年間回収予定熱量を記載すること）	●	●
		申請に係る産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物の種類、性状及び処理方法（処分業許可申請書の様式十一号を準用）	●	△
		収集運搬、処分を統括して管理する体制	●	●
		認定範囲外の事業者収集運搬、処分を委託する場合の委託契約内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項	●	△
3	認定全事業者	定款（又は寄附行為）及び登記事項証明書（※1）（定款、寄附行為は原本証明してください）	●	●
4	親会社以外の事業者	当該二以上の事業者のいずれか一の事業者（以下、親会社という。）とかつて同一の事業者であったことを証する書類（登記事項証明書（閉鎖事項証明書）及びかつて同一の事業者であった時の廃棄物の契約書、帳簿など）	●	△
5	親会社から業務を執行する役員を派遣されていることを示す書類	株主名簿、出資者名簿など、親会社の議決権保有割合が分かる書類	●	●
6		親会社から業務を執行する役員を派遣されていることを示す書類	●	●
7	収集、運搬を行う事業者	収集又は運搬の用に供する施設の種類及び数量（任意様式に記載）	●	●
8	収集、運搬を行う事業者	収集、運搬の事業計画の概要（排出事業場の名称及び所在地を明記すること、委託先が他自治体の場合は当該地における委託業者の処理業の許可を有することが分かるものを添付すること）（収集運搬業許可申請書 様式第六号の二（第1面））	●	●
9		申請に係る収集、運搬以外の処理を行う場合、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容（認定範囲外の収集運搬を行う場合）（任意様式に記載）	●	△
10		収集、運搬の環境保全措置の概要（収集運搬業許可申請書 様式第六号の二（第5面））	●	△
11	車両に関する書類	① 運搬施設の概要（収集運搬業許可申請書 様式第六号の二（第2面））	●	●
		② 運搬車両の写真（収集運搬業許可申請書 様式第六号の二（第6面））	●	△
		③ 車検証の写し（他人の車両を借用する場合は、賃貸借契約書等の写しも添付）	●	△
		④ 運搬容器を使用する場合は、構造図又は写真（収集運搬業許可申請書 様式第六号の二（第7面））	●	△
12		産業廃棄物の収集運搬に関する講習（特別管理産業廃棄物を収集運搬する場合は特別管理産業廃棄物の収集運搬に関する講習）の修了証の写し（原本照合を行うため、修了証の原本が受付時に必要。）	●	●
13	積替え保管に関する書類積替え保管を含む場合のみ	① 積替え保管の場所に関する次に掲げる事項（任意様式に記載） （1）所在地 （2）面積 （3）積替え保管を行う産業廃棄物の種類 （4）保管上限 （5）保管の高さのうち最高のもの	●	●
		② 保管施設の平面図、立面図、構造図、保管計画書及び事業場内の見取図（保管計画書は収集運搬業許可申請書の添付書類の様式）	●	△
		③ 当該土地の登記事項証明書（収集、運搬を行う事業者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付）	●	△
		④ 建物がある場合は、建物の登記事項証明書（収集、運搬を行う事業者が所有権を有しない場合には、建物の賃貸借契約書等の写しを添付）	●	△
		⑤ 公図（事業場の範囲と保管施設の位置を記載してください）、事業場付近の見取図	●	△
		⑥ 隣接する土地の登記事項要約書及び所有者の承諾書（公道等を挟んでいる土地は不用）	●	△
		⑦ 規制法令確認状況表（収集運搬業・処分業許可申請書の添付書類の様式）	●	△
		⑧ 他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し	●	△

14	処分を行う事業者	処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力（任意様式に記載）	●	●
15		施設の処理方式、構造及び設備の概要（処分業許可申請書の様式第七号の2）	●	●
16		処分の事業計画の概要（処分業許可申請書の様式第七号の1）	●	●
17		申請に係る処分以外の処理を行う場合、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容（認定範囲外の処分を行う場合）（任意様式に記載）	●	△
18		処分の環境保全措置の概要（処分業許可申請書の様式第七号の5）	●	△
19	処分の用に供する施設に関する書類	① 事業場内の見取図（施設、保管場所、建物の位置を記載してください）	●	△
		② 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	●	△
		③ 法第15条の許可に係る施設にあっては、許可証の写し	●	△
		④ 中間処理施設にあっては、売買契約書の写しと領収書等の施設の所有権を有することを証する書類（処分を行う事業者が所有権を有しない場合には、施設の賃貸借契約書等）	●	△
		⑤ 保管の場所に関する次に掲げる事項（任意様式に記載） (1) 所在地 (2) 面積 (3) 保管を行う産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。） (4) 処分等のための保管上限(5) 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの	●	△
		⑥ 保管施設の平面図、立面図、構造図、処分前後の保管計画書（保管計画書は処分業許可申請書の添付書類の様式）	●	△
		⑦ 事業場付近の見取図	●	△
20	処分の用に供する土地に関する書類	① 当該土地の登記事項証明書（処分を行う事業者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付）	●	△
		② 建物がある場合は、建物の登記事項証明書（処分を行う事業者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付）	●	△
		③ 公図（事業場の範囲と施設、保管施設の位置を記載してください）	●	△
		④ 土地所有者の承諾書（土地の賃貸借契約書に当該処分業を行う旨の記載がある場合は不用）	●	△
		⑤ 隣接する土地の登記事項要約書及び所有者の承諾書（公道等を挟んでいる土地は不用）	●	△
		⑥ 規制法令確認状況表（収集運搬業・処分業許可申請書の添付書類の様式）	●	△
		⑦ 他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し	●	△
21		産業廃棄物の処分に関する講習（特別管理産業廃棄物を処分する場合は特別管理産業廃棄物の処分に関する講習）の修了証の写し（原本照合を行うため、修了証の原本が受付時に必要。）	●	●
22		感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分を行う場合には、次に掲げる書類（処分業許可申請書の添付書類の様式） ①当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類 ②当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類	●	△
23	収集、運搬を行う事業者及び処分を行う事業者	収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式第五号の三 第1面）	●	●
24		金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類	△	△
25		直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳、売上（又は製造等）原価の内訳を含む。）、株主資本変動計算書、個別注記表、確定申告書の写し（別表1、別表4）（※2）及び法人税の納税証明書、処分を行う事業者にあっては確定申告書の添付書類の写し（勘定科目内訳明細書のうち買掛金（未払金・未払費用）の内訳書、役員報酬手当等及び人件費の内訳書）	●	●
26		法第14条第5項第2号イからニまで及びへに該当しない者であることを誓約する書面（様式第五号の三 第2面）	●	●
27		法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（※3）	●	●
28		役員住民票の写し（※3）	●	●

29	収集、運搬を行う事業者及び処分を行う事業者	政令使用人に関する書類	① 事業者に令第6条の10に規定する使用人（以下、政令使用人という。）がある場合には、その者の住民票の写し(※3)	●	●	
			② その者が、法人の登記事項証明書で登記されていない支店、事業場等の代表者である場合は政令使用人に該当する旨の証明書	●	●	
30		法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者の法定代理人、同号ニに規定する役員及び政令使用人に係る申立書(※4)		●	●	
31		産業廃棄物処理業の許可番号、法定代理人及び役員の氏名、生年月日、役職名、本籍、住所（収集運搬業及び処分業許可申請書 第2面）		●	●	
32		発行済株式の総数、出資の額、親会社の保有する株式の数、政令使用人の氏名、生年月日、役職名、本籍、住所（収集運搬業及び処分業許可申請書 第3面）		●	●	
33		今後5年の事業に係る収支計画書に基づいて中小企業診断士又は公認会計士が作成した経営診断書	○収集、運搬を行う事業者の場合 積替え保管を含まない場合 (1) 提出が必須の場合 ① 営業実績が3年（事業年度(※5)、以下同じ）以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき ア 自己資本比率が0%以上10%未満、かつ、直前3年間の経常利益金額等（経常利益の金額に減価償却費の額を加えて得た額）の平均値及び直前の経常利益金額等が共にマイナスである。 イ 債務超過、かつ、直前3年間の経常利益金額等の平均値がマイナス、かつ、直前の経常利益金額等がプラスである。 ② 営業実績が3年に満たないとき (2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい、自己資本比率が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。 積替え保管を含む場合 (1) 提出が必須の場合 ① 営業実績が3年以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき ア 自己資本比率が0%以上10%未満である。（直前3年間の経常利益金額等の平均値及び直前の経常利益金額等が共にプラスである場合を除く。） イ 債務超過である。（直前3年間の経常利益金額等の平均値及び直前の経常利益金額等が共にマイナスである場合を除く。） ② 営業実績が3年に満たないとき (2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい、自己資本比率が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。 ○処分を行う事業者の場合 (1) 提出が必須の場合 ① 営業実績が3年以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき ア 自己資本比率が0%以上10%未満である。（直前3年間の経常利益金額等（経常利益の金額に減価償却費の額を加えて得た額）の平均値及び直前の経常利益金額等が共にプラスである場合を除く。） イ 債務超過である。（直前3年間の経常利益金額等の平均値及び直前の経常利益金額等が共にマイナスである場合を除く。） ② 営業実績が3年に満たないとき (2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい、自己資本比率が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。		△	△

●…必ず添付が必要なもの

△…該当する場合のみ添付が必要なもの（現行認定の内容に変更のある場合、県から提出を指示した場合など。経営診断書については要診断書と判断された場合に必要。）

※1…履歴事項全部証明書

※2…修正申告を行っている場合は申告書及び修正申告書の両方を添付してください。

※3…住民票の写しは、本籍（外国人にあっては国籍）の記載のあるものに限ります。マイナンバーの記載のないものとしてください。

※4…欠格条項に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。

※5…事業年度は、6か月以上あるものを1期としてみなします。

（注1）住民票の写し、納税証明書、登記事項証明書等は、3ヶ月以内に発行されたものであること。

（注2）PCB廃棄物の運搬については、これ以外にも添付書類が必要になりますので、申請窓口でご確認ください。